

三井食品関西メニュー提案会出展要領

県では、県内事業者が製造する食品等の関西圏への販路開拓を支援するため、関西における食品等関連の商談展示会「三井食品関西メニュー提案会」へ参加する事業者を下記のとおり募集する。

1 事業者の資格

本商談展示会へ参加する事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) フードバレーとちぎ推進協議会会員であること。
- (2) 栃木県内に本社（事務所）又は事業所を有する中小企業であること。
- (3) 関西圏に向けての販路開拓に熱心であること。
- (4) 他の事業者と共同して栃木県をPRできる事業者であること。
- (5) 開催期間中、商談担当者が出展ブースに1名以上常駐できること。
- (6) PL保険（生産物賠償責任保険）に加入していること。
- (7) 商談展示会で試食提供を実施すること。
- (8) 事前説明会に参加すること。

2 出展物

出展物は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 製造又は加工の最終段階を県内で行い自社商品として販売するものであること。
- (2) 製造に当たっての許可・認可が必要なものについては、その基準を満たすことを証明出来る商品であること。
- (3) 取引の促進及び販路の拡張を推進しようとする商品であること。
- (4) 食品関連法規等を遵守している商品であること。
- (5) 地域性が高く、特色ある商品であること。
- (6) 主催者である三井食品株式会社の出展要項に適合した商品であること。

3 募集事業者数

- (1) 4事業者を募集する。4事業者を超過する応募申込があった場合は、展示台幅の調整により、最大8事業者まで対応する。応募数が8事業者を超過した場合は、支援対象事業者選定基準に基づき、事業者を選定する。
- (2) 事業者の展示は、展示台1台分とする。

4 出展負担金

- (1) 出展負担金は、4小間出展の場合は、1事業者あたり37,400円（消費税及び地方消費税込み）とし、出展事業者数に応じて変動するものとする。
- (2) 各事業者の展示に係る追加備品・装飾等については事業者負担とする。また、交通費・人件費・輸送費等についても事業者の負担とする。

5 出展申込方法

別紙、出展申込書に必要事項を記入の上、産業政策課次世代産業創造室宛てメール等により申し込むこととする。申込み期限は、令和6(2024)年1月12日(金)までとする。

6 事業者の選定

応募事業者が8事業者を超過した場合は、会社概要・商品企画書等の内容に基づき、支援対象事業者選考委員会により事業者を選定し、申込者に通知する。なお、出展決定通知を受け取った後の出展取消しは、原則として認めない。出展決定後の取消しの場合は、辞退者は出展負担金を支払うものとする。

7 備考

出展事業者が、三井食品(株)と継続的に売買を開始する場合は、三井食品(株)との契約が別途必要。